

群馬県における多様な精神疾患等ごとの医療連携体制構築に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年7月31日付け医政地発0731第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に定める都道府県連携拠点機能（以下、「県連携拠点機能」という。）を担う医療機関の明確化について定める。

(実施主体)

第2条 県連携拠点機能を担う医療機関の明確化の実施主体は群馬県とし、県内に所在地を有する医療機関が担うものとする。

2 前項の県連携拠点機能を担う医療機関の明確化に当たっては、群馬県知事は、群馬県精神保健福祉審議会医療連携体制構築推進部会の意見を聴くこととする。

(機能の内容)

第3条 県連携拠点機能の内容は、疾患等ごとに別に定める。

(申請)

第4条 県連携拠点機能を担う医療機関となることを希望する医療機関は、群馬県知事に対し、申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、健康福祉部障害政策課精神保健室において行う。

3 本条に定めるもののほか、申請に必要な事項は別に定める。

(審査)

第5条 群馬県知事は、前項第1項に規定する申請書類の提出を受け、審査により県連携拠点機能を担うことができると認めた場合は、当該医療機関を県連携拠点機能を担う医療機関とする。

2 前項の審査は、原則として部会において合議により行い、県連携拠点機能を担う医療機関の候補を決定する。

(公表)

第6条 群馬県知事は、県連携拠点機能を担う医療機関の名称について、群馬県保健医療計画に掲載することにより公表する。

2 前項の公表期間は、当該保健医療計画の計画期間とする。

(削除)

第7条 県連携拠点機能を担うことができなくなった医療機関は、群馬県知事に対して速やかにその旨を申し出なければならない。

- 2 群馬県知事は、前項の申し出があったときは、申し出の内容を確認の上、医療機関の名称を群馬県保健医療計画から削除する。
- 3 当該医療機関が、県連携拠点機能を担うことができない場合は、群馬県知事は、医療機関の名称を群馬県保健医療計画から削除することができる。

(報告)

第8条 群馬県知事は、県連携拠点機能を担う医療機関に対して、適時、報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 県連携拠点機能を担う医療機関は、当該疾患に係る患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。